

公益財団法人東京都公園協会（以下「賃借人」という。）と _____
（以下「賃貸人」という。）との間において、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（物件の納入）

第1条 賃貸人は、物件を _____ 年 _____ 月 _____ 日までに賃借人の指定する場所に納入するものとする。

（検査）

第2条 賃借人は、賃貸人から物件の引渡通知があったときは速やかに検査し、賃借人の検査に合格したときに、賃借人は賃貸人から物件の引渡しを受けたものとする。ただし、検査の方法は、賃借人の任意とし、その決定に対して賃貸人は異議を申し立てることはできない。

2 前項の規定により物件の引渡完了前に生じた物件についての損害は、すべて賃貸人の負担とする。ただし、賃借人の故意又は過失により生じた損害については、賃借人の負担とする。

（納入期間の延長等）

第3条 賃貸人は、納入期限内に物件を納入することができない理由が生じたときは、速やかにその理由、遅延日数等を詳記して賃借人に納入期間の延長を願い出なければならない。

第4条 前条の願い出があった場合において、その理由が賃貸人の責に帰することができないものであるときは、賃借人は相当と認める日数の延長を認めるものとする。

第5条 第3条による願い出があった場合において、その理由が賃貸人の責に帰すべきものであるときは、賃借人は賃貸人から遅延違約金（次項の規定により計算した額が、100円未満の場合を除く。）を徴収して、相当と認める日数の延長を認めることがある。

2 前項の遅延違約金は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じて、契約金額に年5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。

3 前2項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数は算入しない。

（賃借料）

第6条 賃借料は、内訳書の記載のとおりとする。

第7条 賃貸人は、物件を使用した月の賃借料を翌月以降賃借人に請求するものとする。ただし、物件を使用する月の前に請求するときは、賃借人及び賃貸人双方の協議により別途定める。

2 前項の賃借料の計算は、月の初日から末日までとする。

3 賃借人は、前項の支払請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに、前条に定める金額を賃貸人に支払わなければならない。

4 第4条及び第5条の規定により賃借期間に1か月未満の端数が生じたとき、又は賃貸人の責に帰すべき事由により物件を使用できなかったときは、当該月の日数による日割計算によるものとする。

（支払遅延利息）

第8条 賃借人は、正当な理由なく前条第3項の期限内に賃借料を支払わないときは、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年6月1日法律第120号）に定めるところにより、賃貸人に対し支払期限の翌日から支払をした日までの日数に応じて、支払金額に公正取引委員会規則の定める率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても日当たりの割合とする。）を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。

（物件の保守管理責任）

第9条 賃借人は、物件を本来の用法によって使用し、また、賃借人の通常の業務の範囲内で使用するものとする。

2 賃借人は、物件の据え付け場所を適合する温度、湿度に保つ等良好な環境に整備するよ

う努めなければならない。

3 物件が故障した場合、賃貸人は、賃借人の指示に基づき直ちに補修しなければならない。

4 前項の費用は、賃貸人の負担とする。

5 賃貸人の責に帰すべき事由により、物件が使用不可能になり、かつ、速やかな回復が不可能となった場合は、賃借人の業務に支障を来さないよう当該物件と同様の物件を賃借人に提供するものとする。

(かし担保責任)

第10条 賃貸人は、物件の規格、性能、機能等に不適合、不完全その他隠れたかしについて、別段の定めのない限り、第2条による物件の引渡し完了後1年間、補修、引換え若しくは補足又は損害賠償の責に任ずるものとする。

(所有権の表示)

第11条 賃貸人は、物件に所有権の表示をするものとする。

(物件の原状変更)

第12条 賃借人は、次に掲げる行為をするときは、事前に賃貸人の承諾を得るものとする。

(1) 物件に装置、部品、附属品を付着し、又は物件からそれを取り外すとき。

(2) 物件を他の物件に付着するとき。

(3) 物件に付着した表示を取り外すとき。

(4) 物件の保管場所を他へ移動するとき。

(損害賠償)

第13条 賃貸人は、賃借人が故意又は重大な過失によって物件に損害を与えた場合は、その賠償を賃借人へ請求することができる。

(使用不能による契約の終了)

第14条 前条による物件の損傷で使用不可能となった場合は、この契約は、終了させることができる。

(専用圧定用紙その他補給品)

第15条 賃借人は、物件に使用する専用圧定用紙その他補給品については、賃貸人が承認したものを使用するものとする。

(賃借人の解除権)

第16条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をしないでこの契約を解除できるものとし、このため賃貸人に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(1) 契約条項に違反したとき。

(2) 故意に契約の履行を延長したとき、又は契約の締結若しくは履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(3) 正当な理由がなく、賃借人の監督又は検査の実施に当たり係員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 正当な理由がなく、期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと賃借人が認めるとき。

(5) 前各号のほか、賃貸人がこの契約に基づく義務を履行しないとき。

(6) 第14条に定める場合のほか、賃貸人から契約解除の願い出があったとき。

(7) 賃貸人が銀行取引を停止されたとき。

(8) 賃貸人が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に定める暴力団関係者又は東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年財経庶第922号）第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る。）（以下「暴力団関係者等」という。）であることが判明したとき。

(9) 貸貸人が自ら又は第三者を利用して、脅迫的な言動若しくは暴力を用いた要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、又は風説の流布、偽計若しくは威力を用いて委託者の信用を毀損し、若しくは委託者の業務を妨害する行為を行ったとき。

2 前項の規定によって契約を解除したときは、契約保証金は賃借人に帰属する。契約保証金の納付が免除されている場合においては、貸貸人は、契約金額より解除までの履行部分に相当する金額を除いた額の100分の10に相当する額を違約金として納付しなければならない。ただし、正当の理由により契約の解除を申し出たときは、この限りでない。

3 第1項の規定により賃借人が契約を解除したことにより、賃借人に損害が生じたとき、又は第1項第8号又は第9号によりこの契約を解除したときは、貸貸人に対して、これにより被った損害の賠償を請求できるものとする。

4 第1項の規定により契約が解除された場合において、当該解除が納入期限後に行われたときは、賃借人は、納入期限の翌日から解除の日（願い出に基づく場合は、その願い出書受理の日）までの日数に応じ、契約金額に年5.00パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した金額（100円未満の場合を除く。）を徴収するものとする。ただし、前項ただし書の規定に該当する場合は、これを徴収しないことがある。

（賃借人及び貸貸人の協議による契約の解除）

第17条 第14条及び前条の規定によるほか、賃借人及び貸貸人双方の協議によりこの契約を解除することができるものとする。

（物件の返還）

第18条 契約終了のときは、賃借人は、物件を契約終了時の状態で返還できるものとする。

また、貸貸人は、速やかに物件を撤去するものとし、これに要する費用は、貸貸人の負担とする。

（権利の譲渡）

第19条 貸貸人は、この契約により生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することができない。ただし、賃借人が承認した場合は、この限りでない。

（秘密保持）

第20条 貸貸人は、この契約に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

（不当介入に関する通報報告）

第21条 貸貸人は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から不当介入を受けた場合（再委託した者が暴力団関係者等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく賃借人への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

2 前項の場合において、通報報告にあたっては、書面を提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく書面を賃借人及び管轄警察署に提出しなければならない。

3 貸貸人は、再委託した者が暴力団関係者等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく賃借人に対して報告するよう当該再委託した者に指導しなければならない。

4 賃借人は、貸貸人が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく賃借人への報告又は管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、賃借人の契約から排除する措置を講ずることができる。

（その他）

第22条 この契約に規定しない事項又はこの契約について疑義を生じたときは、賃借人と

貸貸人間で協議のうえ定めるものとする。

貸借人と貸貸人とは、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

内 訳 書

契約対象物件	
数 量	
設 置 場 所	
賃 借 料	月 数
	単 価 (うち消費税等)
	金 額 (うち消費税等)